

令和2年5月27日

保護者各位

石狩市長 加藤 龍幸

緊急事態措置解除に係る特定教育・保育施設の再開について

日頃より教育・保育行政の推進につきましてご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

保護者の皆様におかれましては、長期にわたり、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴い、ご家庭での保育等にご協力をいただいたことに感謝申し上げます。

さて、北海道における新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づく緊急事態措置区域の指定が、令和2年5月25日に解除されました。

これを受け、市内小中学校等においても6月1日から登校の再開が決定されたことから、市内認定こども園等についても、これまでの幼稚園部の休園、保育所部への登園自粛要請を解除し、令和2年6月1日（月）より登園を再開するよう通知させていただきました。

しかしながら、国の緊急事態措置が解除された現在においても、札幌圏では未だ新たな感染が発生していることから、感染リスクがゼロになるまでさらに時間が必要であるということを受け入れつつ、感染レベルを可能な限り低減させながら、国が提唱する「新しい生活様式」を実践していくことが必要となっております。

お子様の健やかな育ちと、お子様と保護者、園の職員をウイルス感染から守るために、引き続き保護者の皆様のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 基本的な感染対策

- ・こまめな手洗いや咳エチケットの徹底
- ・免疫力を高めるための十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がける

2 集団感染のリスクへの対応

- ・「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- ・飛沫を飛ばさないよう可能な限りマスクを着用

3 健康管理の徹底

- ・毎朝、体温測定等で健康チェック
- ・発熱又は風邪等の症状がある場合は無理せずお休みする

【問合せ】 石狩市保健福祉部子ども家庭課 TEL：0133-72-3197（直通）